

●個人番号カードの安全性は？

- ・個人番号カードのICチップには、所得情報などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。
- ・万一、紛失・盗難にあった場合には、24時間365日専用ダイヤルで対応される予定です。

●通知カード・個人番号カード発行のスケジュール

(1)平成27年10月14日以降に住民票の住所に「通知カード」を送付

- ・カードの作成を行う「地方公共団体情報システム機構(J-LIS)」から、住民票を有するすべての方(住民票がある外国人を含む)に12桁のマイナンバーが簡易書留により通知されます。
- ・簡易書留の中身は次の3つです。中身を確認の上、通知カードは大切に保管してください。

- ①マイナンバーの「通知カード」
氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載されています。
- ②「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
- ③説明書

(2)個人番号カードを申請

- ・通知カードに同封された交付申請書により個人番号カードの交付申請を行います。
 - ・平成28年1月から、無料で個人番号カードの交付を受けられます。
 - ・個人番号カードは申請により希望者に交付されます。次の方法により申請してください。
- ①郵送で申請…通知カードに同封された交付申請書に必要事項を記入し押印の上、ご本人の顔写真を貼り、返信用封筒を使って郵便ポストへ投函します(J-LISへ送付されます)。郵送料の個人負担はありません。

●住民基本台帳カードをお持ちのかたへ

- ・個人番号カードの交付開始に伴い、平成27年12月末をもって住民基本台帳カードの新規発行は終了します。
- ・住民基本台帳カードと個人番号カードの両方を同時に持つことはできません(個人番号カードの交付時に、住民基本台帳カードを廃止・回収します)。
- ・お持ちの住民基本台帳カードは、有効期限まで引き続きご利用いただけます。ただし、電子証明の更新を希望される場合は、その時点で個人番号カードに切り替えが必要です。

●コンビニ交付を開始します

個人番号カードにより、コンビニエンスストア(セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サンクスの4社)の日本国内各店舗のキオスク端末(マルチコピー機)で、次の証明書の交付が受けられるようになります。
コンビニ交付の開始時期は、平成28年2月を予定しています。

- ①住民票
- ②印鑑登録証明書
- ③所得証明書
- ④住民税決定証明書

- ・顔写真やパスワードが設定されているため、不正利用されるリスクは限定的です。

②オンラインで申請

- ・スマートフォンなどのカメラで顔写真を撮影します。
- ・交付申請書に記載されたQRコードから、申請用WEBサイトにアクセスします。
- ・WEBサイトの画面に従い、必要事項を入力、撮影した顔写真のデータを添付し送信すれば、申請が完了します。

(3)個人番号カードの受け取り

- ・平成28年1月以降に、市役所から個人番号カードの交付通知書(はがき)が届きます。次の書類をお持ちになり、ご本人が市民課市民係窓口へお越しください。
- ①平成27年10月に送付された「通知カード」
 - ②個人番号カードの準備ができたことを知らせる「交付通知書(はがき)」
 - ③運転免許証などの本人確認書類
- ・カードの受け取りの際には、「個人番号カード」の暗証番号(数字4ケタ)の設定が必要です。また、「署名用電子証明書」を利用される方は、「署名用電子証明書」用の暗証番号(英数字6桁以上16桁以内)の設定も必要となりますので、あらかじめ暗証番号を決めておいてください。
 - ・病気や障害などで、ご本人が来庁できないときは、ご本人が指定する方が代わりに交付を受けることができます。
 - ・受取場所は、市民課市民係窓口です。湯津上支所または黒羽支所での受け取りを希望される方は、交付通知書が届いてから市民課市民係(☎(23)8752)へお問い合わせください。

●マイナンバー制度・個人番号カードに関するお問い合わせ

(1)コールセンター

マイナンバー制度に関するお問い合わせは下記コールセンターへお願いします。

【日本語窓口】0570(20)0178
(全国共通ナビダイヤル)

【外国語窓口】0570(20)0291
(全国共通ナビダイヤル)

※英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語で対応しています。

▶受付時間：平日午前9時30分～午後5時30分
(土日祝日・年末年始を除く)

(2)市の問い合わせ先

・通知カード、個人番号カードの交付に関すること
市民課 **A**1階 ☎(23)8752

・マイナンバー制度に関すること
政策推進課 **A**2階 ☎(23)8701

▶受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分
(土日祝日・年末年始を除く)

いよいよスタートします

10月からマイナンバー（個人番号）がすべての人に通知されます

※8月号でお知らせした内容と重複する部分もありますが、大切なお知らせですので、ぜひお読みください。

●マイナンバーとは

マイナンバーとは、日本国内の全住民に「通知カード」により通知される、一人ひとり異なる12桁の番号のことです。個人が特定されないように、住所や生年月日などと無関係の番号が割り当てられます。

マイナンバーによって、各機関が管理する個人情報、同じ人の情報であると正確かつスムーズに確認でき、国や地方公共団体で分散管理する情報の連携がスムーズになり、次のような効果が期待されています。

(1) 公平・公正な社会の実現

- マイナンバーの活用により、所得や他の行政サービスの受給情報を把握しやすくなる。
- 負担を不当に免れることや不正な受給の防止に役立つ。
- 本当に困っている方へのきめ細かな支援ができる。

- 行政機関にある自分の情報の確認や、行政サービスのお知らせを受け取ることができる。

(3) 行政の効率化

- 行政事務が効率化され、これまで以上に国民の行政ニーズに対応できる。
- 被災者台帳の作成などにマイナンバーを活用することで、迅速な行政支援が期待できる。



(2) 国民の利便性の向上

- 年金や福祉などの申請時の書類が減り、行政手続きも簡素化され、国民の負担が軽減される。

●マイナンバーはいつから、どのような場面で必要になるの？

- 平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の分野で、次のような手続きに申請書等へマイナンバーの記載が必要になります。
- 事業主は、従業員からマイナンバーの提示を受けて、

- 税や社会保険の手続きを行うこととなります。
- 税の手続きで、証券会社、保険会社などからもマイナンバーの提出を求められることがあります。

(1) 社会保障関係の手続きにおいて

- 年金・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ハローワークの事務
- 医療保険の給付の請求
- 福祉分野の給付、生活保護 など

(3) 災害対策において

- 防災・災害対策に関する事務
- 被災者生活再建支援金の給付
- 被災者台帳の作成事務など

(2) 税務関係の手続きにおいて

- 税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書などに記載
- 都道府県、市町村に提出する申告書、給与支払報告書などに記載など

●通知カードとは

- 通知カードとは、マイナンバーをお知らせするための「紙製のカード」です。
- 発送業務は、「地方公共団体情報システム機構(J-LIS)」が行います。
- 通知カードは、簡易書留で住民票の住所地に、世帯主宛てに送付されます。
- 外国籍でも住民票のある方は対象となります。
- 通知カードにはマイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別が記載されています。
- 通知カードの交付は無料ですが、再交付は手数料が必要となります。
- マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏えいして、不正に使われるおそれがある場合を除いて番号は一生変更されません。各種手続で個人番号が必要となりますので、通知カードは紛失しないように大切に保管してください。
- 通知カードは、運転免許証などと共に提示することで法律上義務付けられている本人確認ができます。ただし、その分野は限られたものであり、不必要に提示しないようご注意ください。

●個人番号カードとは

- 個人番号カードとは、表面に氏名、住所、生年月日、性別、顔写真が、裏面にマイナンバーなどが記載された、ICチップのついた「プラスチック製のカード」です。
- 個人番号カードは申請した希望者に交付されます(通知カードはすべての国民に交付されます)。
- 個人番号カードの初回交付手数料は無料ですが、再交付は手数料が必要となります。
- 個人番号カードは有効期限を20歳以上の方は10年、20歳未満の方は容姿の変化を考慮して5年としています。
- 個人番号カードは公的身分証明書として利用できるほか、e-Tax(国税電子申告・納税システム)をはじめとした各種電子申請に使用できます。
- 個人番号カードの交付を受けるときは、引き替えに通知カードを窓口で返納していただきます。
- 個人番号カードの交付後に引っ越しなどで住所が変わるときは、住所変更手続きの際に忘れずに個人番号カードを窓口までお持ちください。



表



裏